

福島県介護保険施設等監査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第76条の2、第77条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第114条の6、第115条の7、第115条の8及び第115条の9並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第112条、第113条の2及び第114条の規定に基づき、第3条に規定する介護保険施設等に対して行う介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）に係るサービス（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する監査についての基本的事項を定める。

(監査の方針)

第2条 監査は、介護保険施設等に対し、条例で定める介護保険施設等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）、又は介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき市町村が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施する。

(監査の対象)

第3条 監査の対象は、次に掲げる事業者、開設者及びその従業者（以下「介護保険施設等」という。）とする。

- (1) 指定居宅サービス事業者（法第70条に規定する事業者をいう。）
- (2) 指定介護老人福祉施設（法第86条に規定する施設をいう。）の開設者
- (3) 介護老人保健施設（法第94条に規定する施設をいう。）の開設者
- (4) 指定介護療養型医療施設（平成18年旧介護保険法第107条に規定する施設をいう。）の開設者
- (5) 介護医療院（法第107条に規定する施設をいう。）の開設者
- (6) 指定介護予防サービス事業者（法第115条の2に規定する事業者をいう。）
- (7) みなし指定居宅サービス事業者（法第71条、第72条、同法施行法第4条、第5条及び第8条に規定する事業者をいう。）
- (8) みなし指定介護予防サービス事業者（法第115条の11、同法施行令第35条の11に規定する事業者をいう。）

(監査対象の選定)

第4条 監査は、次に掲げる情報を踏まえ、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行う。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 市町村が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

ウ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

エ 連合会・保険者からの通報情報

オ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護保険施設等

カ 介護保険法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 運営指導における情報

法第24条による指導において認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等及び人格尊重義務違反

(監査の実施者)

第5条 監査は、保健福祉部長（以下「部長」という。）が所掌し、各保健福祉事務所長と連携を図りながら、これを実施する。

ただし、監査対象となる介護保険施設等が、福島県社会福祉法人・社会福祉施設運営指導及び監査実施要綱(平成14年4月1日付け保健福祉部長通知)別表に規定する社会福祉施設の開設者又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人が開設者若しくは事業者である場合には、同要綱第17条に規定する特別監査と合同で実施することができる。

(監査の方法)

第6条 監査は、介護保険施設等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等の当該指定に係る事業所、事務所その他介護サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査等」という。）により、これを行う。

(監査の手続)

第7条 部長は、監査の対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。なお、法第24条により運営指導を実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

(1) 監査の根拠規定

(2) 監査の日時及び場所

- (3) 監査担当者
 - (4) 監査対象介護保険施設等の出席者（役職名等で可）
 - (5) 必要な書類等
 - (6) 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定
- 2 部長は、監査の実施に当たっては、事前に、関係する保険者に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。
 - 3 第1項の通知により実施した監査の結果、次条の行政上の措置には該当しないものの、改善を要する事項があると認められる場合には、部長は、文書によりその旨通知する。この場合において、部長は、当該介護保険施設等から文書により改善結果報告を求めるものとする。
 - 4 部長は、前項の改善報告について必要があると認める場合には、文書又は職員の派遣等により改善状況、改善結果について確認する。

（指摘基準）

第7条の2 監査の指摘基準は、別に定める。

（行政上の措置）

第8条 部長は、第6条の規定に基づき実施した監査の結果、指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、法第5章に規定する「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「設備の使用制限等」、「変更命令」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき、次に掲げる行政上の措置を採るものとする。

(1) 勧告

介護保険施設等（介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等を除く。以下(2)及び(3)について同じ。）に指定基準違反等（介護報酬の請求に関することを除く。）の事実が確認された場合、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

なお、勧告した場合は、当該介護保険施設等に対し期限内に別に定める様式によりとった措置について報告を求める。

(2) 命令

介護保険施設等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

なお、命令した場合は、当該介護保険施設等に対し期限内に別に定める様式によりとった措置について報告を求める。

(3) 指定の取消し等

指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第77条第1項各号、第92条第1項各号及び第115条の9第1項各号並びに平成18年旧介護保険法第114条第1項各号のいずれかに該当する場合は、当該介護保険施設等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。

なお、指定の取消等を行った場合には、その旨を公示しなければならない。

(4) 設備の使用制限等

部長は、法第101条又は法第114条の3の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院が療養室等の設備や条例で定める施設を有しなくなったとき、又は設備及び運営に関する基準に適合しなくなったときは、当該施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

(5) 変更命令

部長は、法第102条又は法第114条の4の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院に係る施設の管理者が当該施設の管理者として不適当であると認めるときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、当該施設の管理者の変更を命ずることができる。

(6) 業務運営の勧告、命令等

部長は、法第103条又は法第114条の5の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院において基準違反の事実が確認された場合、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができるほか、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。また、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

なお、勧告又は命令をした場合は、当該施設の開設者に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

(7) 許可の取消し等

部長は、法第104条又は法第114条の6の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院における指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第104条第1項各号、法第114条の6第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該施設に係る許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力の停止（以下「許可の取消等」という。）をすることができる。

2 聴聞等

部長は、監査の結果、当該介護保険施設等が命令又は指定の取消等若しくは許可の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

（市町村長による監査）

第9条 指定又は許可の権限が県にある指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設開設者、介護老人保健施設開設者、介護医療院開設者、指定介護療養型医療施設開設者及び指定介護予防サービス事業者（以下「県指定介護サービス事業者等」という。）の介護給付等対象サービスに関して、市町村長から監査を行う旨事前に情報提供を受けた場合において、当該介護給付等対象サービスが複数の市町村に関係するときは、部長は、監査の実

施について総合的な調整を行うものとする。

- 2 部長は、市町村長が県指定介護サービス事業者等に対し監査を実施した結果、指定基準違反等又は人格尊重義務違反がある旨通知を受けたときは、すみやかに、当該県指定介護サービス事業者等に対して監査を実施し、第8条に規定する行政上の措置を採るものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行し、平成15年度の監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年8月24日から施行し、平成16年度の監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年5月25日から施行し、平成18年度の監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年5月15日から施行し、平成19年度の監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月8日から施行し、平成20年度の監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年5月12日から施行し、平成21年度の監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月28日から施行し、平成22年度の監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年5月9日から施行し、平成24年度の監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行し、平成25年度の監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年5月18日から施行し、平成27年度の監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年12月15日から施行し、平成28年度の監査から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月6日から施行し、平成30年度の監査から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月27日から施行し、令和3年度の監査から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月14日から施行し、令和4年度の監査から適用する。